

○茨木市文化振興施策推進委員会規則

平成26年3月31日

茨木市規則第25号

改正 平成28年6月15日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第3条の規定に基づき、茨木市文化振興施策推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くこ

とができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門的事項に関する審議を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、市民文化部において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、この規則による改正後の茨木市文化振興施策推進委員会規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

【参考】

茨木市附属機関設置条例別表 (第2条関係)
市長の附属機関

茨木市文化振興施策推進委員会。	文化振興に係る計画の策定、推進及び見直しに関する事項、文化芸術施設に係る基本構想の策定及び推進に関する事項その他文化振興に関する事項についての審議に関する事務。
-----------------	--